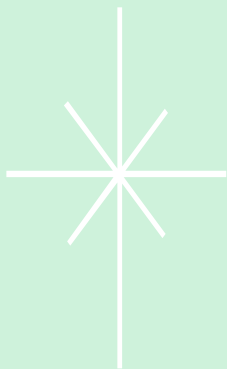
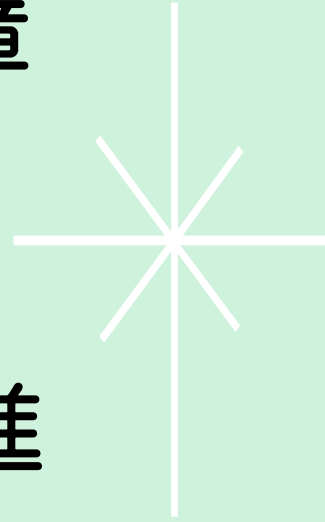


第 5 章

計画の推進



1. 計画の推進体制

(1) 市民との協働

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針であることから、本計画の推進を図るためには、行政及び社会福祉協議会と、市民、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、区、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等とが協働のもと、推進体制を整備し、各事業の実施状況を把握・評価しながら推進してまいります。

(2) 市と社会福祉協議会との連携

この計画は市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に定めた計画であることから、推進に際しても、市と社会福祉協議会が緊密に連携しながら、地域福祉の取り組みを進めていきます。

(3) 計画の進行管理

この計画は、健康福祉施策に関わる個別分野の計画に共通する、地域福祉全般に関わる理念や基本方針を定めた計画であり、推進に際しては、社会福祉協議会をはじめ、市の関係各部署が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが必要です。このため、計画の進行管理にあたっては、年度ごとの進捗状況を把握・評価し、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会において定期的に報告することにより、進行管理を行ってまいります。

2. 計画の公表

この計画を推進するためには、市民や関係団体等が計画の内容を知り、行動してもらうことが必要です。このため、広報紙やパンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報はもとより、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果等の進捗状況に関わる情報についても、広く周知するよう努めます。